

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナイジェリア	ナイジェリア連邦共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 とナイジェリア連邦共和国政府 との間の交換公文	ナイジェリアの経済の構造改善努力推進及び債務問 題を含むナイジェリアの経済困難緩和に寄与するため 、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入 するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H14.2.28 アブジャ で (同日)	日本側 松井啓在ナイジェ リア大使 ナイジェリア側 マクナ ・クバコル大統領 首席経 済顧問	H14.7.8 292号
ナイジェリア	食糧増産援助に関する日本国政 府とナイジェリア連邦共和国政 府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその 輸送に必要な役務の供与	470,000千円 H15.3.31まで	H14.7.11 アブジャ で (同日)	日本側 池田章在ナイジェ リア臨時代理大使 ナイジェリア側 マクナ ・クバコル大統領 首席経 済顧問	H15.9.4 309号
ナイジェリア	地方電化計画のための贈与に関 する日本国政府とナイジェリア 連邦共和国政府との間の交換公 文	地方電化計画を実施するために必要な 1. 機械及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の操作指導に必要な役務の供与 オヨ州地方給水衛生改善計画を実施するために必要 な 1. 車両、機械及び資材並びにそれらの調達に必要な役 務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機械及び資材の操作指導に必要な役務の供 与	1,628,000千円 H15.3.31まで	H14.7.11 アブジャ で (同日)	日本側 池田章在ナイジェ リア臨時代理大使 ナイジェリア側 マクナ ・クバコル大統領 首席経 済顧問	H15.11.27 449号
ナイジェリア	オヨ州地方給水衛生改善計画の ための贈与に関する日本国政府 とナイジェリア連邦共和国政府 との間の交換公文		710,000千円 H15.3.31まで	H14.10.9 アブジャ で (同日)	日本側 松井啓在ナイジェ リア大使 ナイジェリア側 マクナ ・クバコル大統領 首席経 済顧問	H16.7.20 351号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ナイジェリアとの無償資金協力取極一覧